

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 165 「研究開発費」と繰延資産における「開発費」の会計処理

今回は「研究開発費」と繰延資産における「開発費」の会計処理について説明いたします。研究開発費等に係る会計基準では、研究及び開発を次のように定義しています。

「研究とは、新しい知識の発見を目的とした計画的な調査及び探究をいう。
開発とは、新しい製品・サービス・生産方法（以下、「製品等」という。）についての計画若しくは設計又は既存の製品等を著しく改良するための計画若しくは設計として、研究の成果その他の知識を具体化することをいう。」（研究開発費等に係る会計基準一 1）

研究・開発の典型例としては以下のものが挙げられています。
（研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針 2 項）

- (1) 従来にはない製品、サービスに関する発想を導き出すための調査・探究
- (2) 新しい知識の調査・探究の結果を受け、製品化又は業務化等を行うための活動
- (3) 従来製品に比較して著しい違いを作り出す製造方法の具体化
- (4) 従来と異なる原材料の使用法又は部品の製造方法の具体化
- (5) 既存の製品、部品に係る従来と異なる使用法の具体化
- (6) 工具、治具、金型等について、従来と異なる使用法の具体化
- (7) 新製品の試作品の設計・製作及び実験
- (8) 商業生産化するために行うパイロットプラントの設計、建設等の計画
- (9) 取得した特許を基にして販売可能な製品を製造するための技術的活動

これらの研究開発費は、すべて発生時に費用として処理しなければならないとされています。（研究開発費等に係る会計基準三）

このような会計処理が求められるのは(1)重要な投資情報である研究開発費について、企業間の比較可能性を担保することが必要であり、費用処理又は資産計上を任意とする会計処理は適当でないこと及び(2)研究開発費は、発生時には将来の収益を獲得できるか否か不明であり、また、(3)研究開発計画が進行し、将来の収益の獲得期待が高まったとしても、依

然としてその獲得が確実であるとはいえないからです。

研究開発費に類似するものとして繰延資産として計上することができる開発費がありません。

実務対応報告第 19 号では、開発費を次のように定めています。

「開発費とは、新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓等のために支出した費用、生産能率の向上又は生産計画の変更等により、設備の大規模な配置替えを行った場合等の費用をいう。ただし、経常費の性格をもつものは開発費には含まれない。」

開発費は、原則として支出時に費用処理（売上原価又は販売費及び一般管理費）します。ただし、将来の期間に効果の及ぶ開発費は、次期以後の期間に配分して処理するため、繰延資産として、資産の部に記載することができます。開発費を繰延資産として計上した場合は、支出のときから 5 年以内の効果が及ぶ期間にわたり、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却する必要があります。（実務対応報告 19 号 3（5））

開発費と研究開発費は類似していますが、開発費の内容は研究開発費よりも広く、新技術の採用、新経営組織の採用、資源の開発及び市場の開拓までを包含しています。

開発費を繰延資産として資産の部に計上し、効果の発現する期間に応じて費用を配分することが認められているのは、将来の収益獲得が不確実な研究開発費とは異なり、開発費の支出の効果は当期だけではなく将来にわたって発現するため、その効果の発現する期間に応じて費用を配分したほうが、収益との対応関係を重視した適切な期間損益計算を行うことができるからです。